



2022年2月14日

各位

会社名 京葉瓦斯株式会社
代表者名 代表取締役社長 羽生 弘
(コード番号：9539 東証第二部)
問合せ先 総務部長 三浦 一棋
(Tel.047-325-4111)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年2月14日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年3月29日開催予定の第137期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	< 削 除 >

<p><新設></p>	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第15条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、 株主総会参考書類等の内容である情報 について、電子提供措置をとるものと する。</p> <p>② 当社は、電子提供措置をとる事項 のうち法務省令で定めるものの全部又 は一部について、議決権の基準日まで に書面交付請求した株主に対して交付 する書面に記載しないことができる。</p>
<p><新設></p>	<p><u>(附則)</u></p> <p><u>第1条</u> 現行定款第15条（株主総会参考書 類等のインターネット開示とみなし提 供）の削除及び変更案第15条（電子提 供措置等）の新設は、会社法の一部を 改正する法律（令和元年法律第70号） 附則第1条ただし書きに規定する改正 規定の施行の日（以下「施行日」とい う）から効力を生ずるものとする。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、施行日か ら6か月以内の日を株主総会の日とす る株主総会については、現行定款第1 5条はなお効力を有する。</p> <p>③ 本附則は、施行日から6か月を経過 した日又は前項の株主総会の日から3 か月を経過した日のいずれか遅い日後 にこれを削除する。</p>

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日 2022年3月29日（予定）

定款変更の効力発生日 2022年3月29日（予定）

以上